



2011年9月12日

各位

件名：「輸出通関における保税搬入原則の見直し」について②

10/1より適用される「輸出通関における保税搬入原則の見直し」により、保税地域に貨物が搬入される前に輸出申告が行えるようになります。これに伴い従来の「予備審査制度」が廃止となります。

これにより、具体的にはどのようなメリット、デメリットが予想されるのでしょうか。

メリットとしては、AEO製造業者・通関業者が関与する輸出申告については、保税地域に搬入せずに輸出許可まで取得できることで、通関時間の短縮による船積みまでの時間の減少が期待できます。しかしその他の輸出貨物については保税地域に搬入後の輸出許可となる為、従来の予備審査制度を使用した場合とさほど変わりはないと思われます。

一方デメリットとしては、貨物搬入前であっても本申告となるため、変更事項が発生した場合の税関の対応が厳しくなります。予備審査制では申告貨物が未確定ということで多少の変更事項が発生しても特に厳しい処置はされませんでした。しかし今後は同じく貨物搬入前の申告であっても、本申告であるために変更事項が発生した時点で詳細な事由の説明が求められることとなります。

また、申告後に不測の事態で輸出を中止する場合などは「申告撤回」を行うこととなりますが、その際も税関が必要と認めるときには検査をしてからでなければ撤回を認めない場合も有るとされています。

従来の予備審査制以上に、搬入前の輸出申告については十分に注意して行う必要があると言えます。

搬入前の輸出申告が可能になることで税関検査についても一部取扱いが変わります。従来の予備審査制度の下でも、予備申告で区分3（検査有りの区分）が出た場合、税関担当官の判断で予備申告状態のまま、保税地域に搬入する前に検査を行う事が可能でした。しかし今回の「見直し」により搬入前に検査を行える条件が以下のように明確化されました。**イ. 検査の実施に支障が無い貨物であること** **ロ. 積付状況説明書と仕入書により貨物の内容が明らかであること** **ハ. 検査終了後、速やかに保税地域等に搬入されることが確実であること**。この**全ての条件を満たした場合のみ**、保税地域への搬入前に税関指定場所に貨物・コンテナを持ち込んで検査を受ける事ができます。

搬入前に検査を行うことができれば、コンテナシフト料・コンテナ輸送料が削減となるメリットがありますが、検査貨物が積付状況説明書と違うようなことがあれば即座に開扉検査、全量取出検査になりかねません。また貨物の内容がわずかでも違った場合、本申告後の変更となりますので、予備申告での搬入前検査の場合以上に、変更事由の説明、申告撤回等厳しい対応が要求されます。

以上から、貨物の明細が確実に確定しており、大変に通関・船積を急いでいる場合以外は、従来通りに保税地域搬入後の輸出申告を行うことが望ましいのではないかと考えられます。

本件につき、何かご不明な点が御座いましたら、弊社担当者までお気軽にお問合せ下さい。

株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)

営業部 : TEL : 03-5418-6371 / FAX : 03-5418-6377

カスタマーサービス部 : TEL : 03-5418-6372~3 / FAX : 03-5418-6380

横浜支店 : TEL : 045-211-2001 / FAX : 045-211-2000

URL : <http://www.kau.co.jp>